

住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅用火災警報器の設置は、消防法で義務づけられています。町内の設置率は11月末時点で全世帯数の92.2%です。胆振東部消防組合消防署厚真支署では未設置の住宅への普及・促進に取り組んでいます。



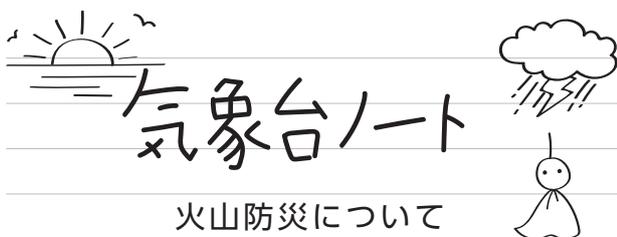
問い合わせ
胆振東部消防組合
消防署厚真支署
☎26-7119

設置による奏功事例

目を離した際に魚焼きグリルの残り油に引火！ 住警器の鳴動で早期発見！

魚焼きグリルでピザを焼きながら、台所を離れて自室で過ごしていた。しばらくして、住宅用火災警報器の警報音でピザを焼いていたことを思い出し、台所に行くとガスコンロのグリル付近から炎が上がっているのを発見。水道水で初期消火に成功した。

壁を1㎡焼損しましたが、最小限にとどめた事例です。
人はうっかりしてしまうことがあります。うっかりから自分の命や大切な家族を守るため、住宅用火災警報器を設置・点検しましょう！！



火山防災について

日本に多くある火山は、きれいな景色や温泉、農作物を作るのに欠かせない良質な土壌をもたらす一方で、噴火活動によって火山災害を引き起こし私たちに被害をもたらすことがあります。火山災害を引き起こす主な火山現象には「大きな噴石」、「火砕流」や「融雪型火山泥流」などのほかに「火山灰」があります。



火山灰は比較的細かな固形物（直径2mm未満）で、火口周辺に限らず上空の風に運ばれて遠方の広い範囲まで拡散し、その量によって農作物、交通機関、建造物などに被害をもたらすことがあります。樽前山の過去の大規模噴火では、苫小牧北方で約2m、十勝平野でも数cmに達したという記録が残っています。

気象庁では、これら火山災害軽減のため、「火山

防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として選定された50火山については、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために、火山観測施設を整備し火山活動を24時間体制で常時監視するとともに、全国111の活火山を対象として、観測・監視・評価の結果により噴火警報を発表しています。

噴火警報は、噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」を明示して発表しています。また、どこにどれだけの量の火山灰が降るかをお伝えする降灰予報を発表しています。

これらの火山に関する情報や活動状況の資料は、気象庁ホームページの登山者向けの情報提供ページなどで個々の火山毎にご覧いただけますのでご利用ください。

気象庁ホームページ
火山登山者向けの情報提供ページ



問い合わせ 室蘭地方気象台 ☎0143-22-4249